

作業環境測定にホルムアルデヒドが追加 (平成20年特定化学物質障害予防規則の改正)

● **ホルムアルデヒド**とは…

一般的に「ホルマリン」と言われる水溶液に含まれており、発ガン性、アレルギー作用、目及び粘膜への刺激、さらに肝臓・腎臓へ障害を与える化学物質です。

用途としては、防腐剤、消毒剤、塗料、接着剤、メッキ液、農薬、脱臭剤等に使用されております。

平成20年の特定化学物質障害予防規則の改正に伴い、ホルムアルデヒドは第3類物質から第2類物質に指定され、ホルムアルデヒドを製造又は取り扱う作業においては労働者のばく露防止のために事業者は必要な措置を講じなければなりません。

抑制措置

労働者のばく露防止のための措置

1. ホルムアルデヒド製造工程（特化則第4条）
 - ① 製造設備の密閉化
 - ② 取扱い時、隔離室での遠隔操作
 - ③ 上記①、②の措置が著しく困難な場合、局所排気装置及びプッシュ・プル型換気装置の設置
2. 製造工程以外のホルムアルデヒド取扱い作業【屋内作業場】（特化則第5条）
 - ① 密閉設備、局所排気装置及びプッシュ・プル型換気装置の設置
 - ② 上記①の措置が著しく困難な場合、全体換気装置を設ける等の必要な措置
3. 局所排気装置、プッシュ・プル型換気装置の要件、点検、届出等

漏洩防止又は緊急時のための措置等

漏洩事故等による労働者の健康障害予防

1. 漏洩の防止措置等
(特化則第13～17条、20条、22条、22条の2、25条)
2. 漏洩時など異常時・緊急時のための措置等
(特化則第18条、18条の2、19条、19条の2、19条の3、21条、23条、26条)

作業主任者

製造及び取扱い作業においては特定化学物質作業主任者を選任

作業環境測定

平成21年3月より適用されております。

1. ホルムアルデヒドを製造及び取り扱う屋内作業場においては、**6ヶ月以内ごとに1回**、定期的に、**作業環境測定士による作業環境測定**を実施。
2. 作業環境評価基準による評価を行い、測定及び評価の記録を**30年間保存**。
3. ホルムアルデヒドの**管理濃度は0.1ppm**。
4. 測定方法：固体捕集－高速液体クロマトグラフ法 もしくは 検知管法

健康診断

常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に行う必要があります。

ホルムアルデヒド及びその他の有害物質に関する作業環境測定、局所排気装置の性能測定等については、専門測定機関である日鉄テクノロジー(株)広畑事業所にご相談ください。